

特定非営利活動法人 shining 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 shining（以下、当法人という）の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 当法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第4条 この規程を改正・廃止するためには、理事会の決議を経なければならない。

附 則

1 この規程は2016年4月1日から施行する。